失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２１年（家）第１２６４号
北海道恵庭市幸町２丁目１番２号
申立人　生駒　一雄
本籍北海道恵庭市幸町385番地６、最後の住所北海道恵庭市幸町385番地の６
不在者　生駒二三四
昭和20年12月８日生
公示催告期間満了日　平成22年３月26日
札幌家庭裁判所

平成２１年（家）第４０６号
茨城県日立市石名坂町１丁目24番１号
申立人　神田　壽夫
本籍茨城県日立市助川町３丁目490番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　神田　孝志
昭和42年４月９日生
公示催告期間満了日　平成22年４月30日
水戸家庭裁判所日立支部

平成２１年（家）第６０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野125番地28
申立人　白取　ユリ
本籍青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西阿部野７番地１号、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　白取　清治
昭和７年４月28日生
公示催告期間満了日　平成22年１月27日
青森家庭裁判所五所川原支部

平成２１年（家）第１４５号
青森県西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形170番地
申立人　大川　武夫
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　大川武四郎
昭和12年９月22日生
公示催告期間満了日　平成22年５月27日
青森家庭裁判所五所川原支部

平成２１年（家）第３０７８号
東京都杉並区高円寺南５丁目22番８号―203
申立人　矢原　裕子
本籍香川県仲多度郡まんのう町神野９番地１、最後の住所東京都中野区小滝町30
不在者　矢原　彰夫
昭和７年９月１日生
公示催告期間満了日　平成22年３月30日
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第３３６７号
福岡県福岡市早良区内野１丁目24番16号
申立人　來嶋　照子
本籍長崎県佐世保市福田町83番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　筒井　　鼎
明治38年６月12日生
公示催告期間満了日　平成22年３月30日
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第３３７４号
東京都中央区勝どき５丁目８番７―408号
申立人　原　喜久雄
本籍福岡県飯塚市明星寺1419番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　岡松アサノ
明治28年３月13日生
公示催告期間満了日　平成22年３月30日
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第４３００号
福島県白河市萱根新小萱４番地
申立人　菊地　榮一
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所東京都江戸川区松江３丁目９番８号コーポめぐみ202
不在者　菊地　文隆
昭和21年８月３日生
公示催告期間満了日　平成22年３月30日
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第１１１９号
大阪府貝塚市海塚65番地の３
申立人　藤井　昭夫
本籍大阪市東住吉区山坂１丁目23番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　藤井　俊昭
昭和25年11月５日生
公示催告期間満了日　平成22年３月31日
大阪家庭裁判所岸和田支部

平成２１年（家）第８７９号
兵庫県姫路市網干区高田315番地
申立人　前田　富子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　前田　恭子
昭和30年１月13日生
公示催告期間満了日　平成22年３月27日
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２１年（家）第１１００号
兵庫県姫路市大津区天満1810番地
申立人　寺田　文男
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　寺田　弥孝
大正10年６月18日生
公示催告期間満了日　平成22年３月27日
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２１年（家）第１３３号
福岡県福岡市中央区六本松３―10―12渡辺コーポ301
申立人　谷下　佳代
本籍長崎県長崎市高島町1202番地、最後の住所長崎県長崎市高島町2706番地18　市営高島光町アパートＡ棟304号
不在者　谷下　哲也
昭和42年９月12日生
公示催告期間満了日　平成22年３月31日
長崎家庭裁判所

平成２１年（家）第７０号
長崎県五島市新港町14番19号
申立人　月川　直吉
本籍長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷382番地、最後の住所愛知県蒲郡市松原町５番５号金広４号
不在者　大脇　貫一
昭和２年２月５日生
公示催告期間満了日　平成22年４月30日
長崎家庭裁判所五島支部

平成２１年（家）第４６号
群馬県佐波郡玉村町大字斉田589番地９
申立人　山下十皿夫
本籍熊本県天草郡河浦町大字宮野河内11番地、最後の住所熊本県天草郡宮野河内村11番地
不在者　山下セキノ
明治27年９月18日生
公示催告期間満了日　平成22年３月31日
熊本家庭裁判所牛深出張所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号
債務者　有限会社鹿児島ユニフオーム販売
代表者代表取締役　河野耕一郎
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　秀雄
４　破産債権の届出期間　平成21年10月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年11月25日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９５号
福岡県田川郡福智町赤池字岩屋免1098番地の６
債務者　九光石油株式会社
代表者代表取締役　池永　　直
１　決定年月日時　平成21年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　博則
４　破産債権の届出期間　平成21年10月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年12月21日午後２時
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１６５号
香川県丸亀市新田町18番地６
債務者　佐文工業株式会社
代表者代表取締役　佐文日出夫
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
４　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部